

建設経済常任委員会及び予算常任委員会（第三分科会）

平成27年12月8日（火曜日）午前10時開会

出席委員（8名）

委員長	櫻田 貴久	副委員長	齊藤 誠之
委員	鈴木 伸彦	委員	鈴木 紀
委員	君島 一郎	委員	吉成 伸一
委員	山本 はるひ	委員	玉野 宏

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

生活環境部長	渡 邊 秀 樹	環境管理課長	白 井 一 之
環境対策課長	山 田 隆	環境対策課長 補佐兼廃棄物 対策室長	河 合 浩
産業廃棄物 担当副主幹	川 崎 尚 江	産業廃棄物 担当主査	三 宅 和 幸
那須塩原 クリーンセン ター所長	月 井 幸 一	那須塩原 クリーンセン ター清掃係長	大 島 貴 博
生活課長	鹿 野 伸 二	生活課長 補佐兼 生活安全係長	相 葉 秀 隆
消費生活係長	印 南 恵 子	消費生活 センター所長	菊 地 淳 子
産業観光部長	藤 田 輝 夫	産業観光部 政策審議監	木 下 昭 彦
農務畜産課長	印 南 良 夫	農務畜産課長 補佐	富 山 芳 男
農業振興係長	磯 将 央	畜産振興係長	若 目 田 治 之
農林整備課長	久 利 生 元	農林整備課長 補佐兼 林務係長	関 谷 逸 夫
農村整備係長	佐 藤 正 規	地籍調査係長	伊 藤 隆
商工観光課長 兼観光振興 センター所長 兼勤労青少年 ホーム所長	藤 田 一 彦	商工観光課長 補佐兼 商工係長	八 木 沢 信 憲

觀 光 係 長	金 子 春 美	觀 光 振 興 セ ン 夕 一 副 主 幹	高 塩 浩 幸
雇 用 推 進 室 長	白 井 孝 行	雇 用 推 進 室 農 觀 商 工 連 携 担 当 副 主 幹	君 島 一 宏
雇 用 推 進 室 企 業 立 地 担 当 主 査 (係 長 級)	人 見 栄 作	建 設 部 長	君 島 勝
都 市 計 画 課 長	稻 見 一 美	道 路 課 長	大 木 基
道 路 課 長 補 佐 兼 建 設 係 長	鈴 木 隆 行	管 理 係 長	遲 沢 友 則
維 持 係 長	村 木 和 夫	用 地 係 長	広 瀬 美 香 子
河 川 係 長	相 馬 和 男	建 築 指 導 課 長	中 村 誠
指 導 係 長	渡 邊 章 二	審 査 係 長	鈴 木 美 津 治
上 下 水 道 部 長	八 木 澤 秀	水 道 課 長	小 仁 所 滋
水 道 課 長 補 佐 兼 黒 磯 ・ 塩 原 事 業 所 長	黄 木 伸 一	總 務 係 長	渡 邊 晶 子
営 業 係 長	小 平 裕 二	建 設 係 長	増 子 芳 典
施 設 管 理 係 長	高 野 茂	下 水 道 課 長	邊 見 修
下 水 道 課 長 補 佐 兼 施 設 係 長	室 井 正 幸	普 及 係 長	道 音 正 夫
管 理 係 長	伊 藤 良 司	下 水 道 建 設 係 長	武 藤 泰 治

出席議会議務局職員

書 記 磯 昭 弘

議事日程

1. 開 会

2. 委員長挨拶

3. 審査事項

〔 上下水道部 〕

・ 上下水道部長挨拶

〔 水道課 〕

予算審査

・ 議案第93号 平成27年度那須塩原市水道事業会計補正予算(第2号)

〔 下水道課 〕

予算審査

- ・議案第 87 号 平成 27 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）
- ・議案第 91 号 平成 27 年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

〔建設部〕

- ・建設部長挨拶

〔道路課〕

- ・議案第 101 号 那須塩原市道路占用料徴収条例の一部改正について
- ・議案第 102 号 那須塩原市法定外公共物管理条例の一部改正について

予算審査

- ・議案第 87 号 平成 27 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）

〔建築指導課〕

- ・議案第 103 号 那須塩原市建築審査会条例の一部改正について

〔生活環境部〕

- ・生活環境部長挨拶

〔環境対策課〕

予算審査

- ・議案第 87 号 平成 27 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）

〔生活課〕

- ・議案第 105 号 公の施設の指定管理者の指定について

予算審査

- ・議案第 87 号 平成 27 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）

〔産業観光部〕

- ・産業観光部長挨拶

〔農務畜産課〕

- ・議案第 107 号 公の施設の指定管理者の指定について

予算審査

- ・議案第 87 号 平成 27 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）

〔農林整備課〕

- ・議案第 109 号 土地改良事業の施行について

予算審査

- ・議案第 87 号 平成 27 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）

〔商工観光課〕

- ・議案第 107 号 公の施設の指定管理者の指定について

予算審査

- ・議案第 87 号 平成 27 年度那須塩原市一般会計補正予算（第 5 号）

【請願・陳情審査】

- ・ 請願第 1 号 森林吸収源対策に係る安定財源確保及び山村振興対策の推進を求める請願
- ・ 陳情第 1 3 号 那須塩原市日の出地区公営上水道設置に関する陳情書
- ・ 陳情第 1 4 号 那須塩原市遅野沢地区公営上水道設置に関する陳情書
- ・ 陳情第 1 5 号 那須塩原市横林地区公営上水道設置に関する陳情書
- ・ 陳情第 1 6 号 那須塩原市塩那平地区公営上水道設置に関する陳情書
- ・ 陳情第 1 7 号 那須塩原市塩那パーク地区公営上水道設置に関する陳情書

4 . その他

5 . 閉 会

開会 午前10時00分

開会及び開議の宣告

櫻田委員長 皆さん、おはようございます。

本日は12月定例会の常任委員会にご出席いただき、まことにありがとうございます。ここからは着座で進めさせていただきます。

本定例会で当常任委員会に付託された案件は、条例の一部改正案件3件、その他の案件3件の計6件でございます。

なお、補正予算案件3件につきましては、関係所管課のところ随時予算常任委員会(第三分科会)へ切りかえて審査を行います。

委員各位におかれましては、慎重なる審査をお願いするとともに、円滑な進行にご協力くださるようお願い申し上げます、挨拶といたします。

それでは、ただいまから審査に入ります。

次第により順次進めてまいります。

水道課の審査

櫻田委員長 初めに、八木澤上下水道部長からご挨拶をいただきたいと思えます。

部長。

八木澤上下水道部長 (挨拶。)

櫻田委員長 ありがとうございます。

議案第93号の説明、質疑、討

論、採決

櫻田委員長 それでは、水道課の審査に入ります。

今回、水道課関係の付託案件はございませんので、これより予算常任委員会(第三分科会)に切

りかえて審査をいたします。

議案第93号 平成27年度那須塩原市水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

課長。

小仁所水道課長 (議案第93号について説明。)

櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見をお受けいたします。

君島委員。

君島委員 ちょっと単純なことをお聞きしたいんですけども、今回の補正が225万3,000円なんですけれども、4ページにあります給与及び職員手当の増減額の明細で計算すると、5万円が合わないんですけども、この5万円というのは何なんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

小仁所水道課長 5万円というのは、この手当の内訳の中に扶養手当以下7つほど書いてありますけれども、このほかに児童手当というのがございまして、児童手当のところ5万円でございます。児童手当は補助金として一般会計のほうから来るものなんです、これが歳出予算を通して出ていくものではありませんけれども、水道事業会計、公営企業としての経営には含まれないというか、流用ができるものでもありませんし、ただ、歳出予算を通して児童手当として補助金が素通りしてってしまうようなものなんです。ですから、この明細にもそういう性質のもので、明細書のほうには入れないものなんです。ですから、ここで5万円の児童手当分のずれが出てくるんです。

櫻田委員長 補佐。

黄木水道課長補佐 児童手当の国の法律に基づきます、要は行政からの手当ということになりますし

て、水道事業が負担する人件費ではございません。よって、この人件費明細のほうからは省いております。

以上です。

櫻田委員長 ほかに質疑、ご意見等がございますか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 それでは、ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第93号 平成27年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 議案第93号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

櫻田委員長 次に、その他に入りますが、執行部から何かございませんか。

〔「ございません」と言う人あり〕

櫻田委員長 委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 その他ないので、水道課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時06分

櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

下水道課の審査

櫻田委員長 それでは、下水道課の審査に入ります。

議案第87号の説明、質疑、討論、採決

櫻田委員長 今回、下水道課関係の付託案件はございませんので、これより予算常任委員会（第三分科会）に切りかえて審査をいたします。

議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

課長。

邊見下水道課長（議案第87号について説明。）

櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 意見がないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 議案第87号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第91号の説明、質疑、討論、採決

櫻田委員長 次に、議案第91号 平成27年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

課長。

遠見下水道課長（議案第91号について説明。）

櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

鈴木伸彦委員。

鈴木（伸）委員 2名と今おっしゃったので、予

算をとっているときから2名減ったということだと理解したんですけれども、そうすると、2名減って、職員が人数的に足りないということはないんでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

遠見下水道課長 予算的には当初予算の中で前年度並みという形の予算配分になっているかと思えます。その中で職員の人事異動が4月にございまして、2名減ったということでございます。2名直接減りましたので、それぞれ負担がございまして、何とかやりくりしていくというような状況かなと思ってございます。

以上です。

櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

鈴木（伸）委員 この、事務処理だけでなく、現場もあるかどうかちょっとわからないんですけども、何名のうち2名減ったことになりますか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

遠見下水道課長 26年度21名おりました。そのうち再任用1名ございますけれども、これが27年度、今年度で19名になったということでございますので、都合2名減ったということでございます。

以上です。

鈴木（伸）委員 はい、了解です。

櫻田委員長 ほかに質疑、ご意見等はございませんか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第91号 平成27年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 議案第91号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

櫻田委員長 それでは、その他に入ります。

執行部から何かございませんか。

課長。

邊見下水道課長（那須塩原市生活排水処理基本構想の見直しについて）

櫻田委員長 その他何かございますか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 ないようですので、下水道課の審査を終了いたします。

これで上下水道部の今定例会における審査は終了となりますが、上下水道部全体として何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 なければ、以上で上下水道部の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時49分

櫻田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

道路課の審査

櫻田委員長 初めに、君島建設部長からご挨拶をいただきたいと思います。

部長。

君島建設部長（挨拶。）

櫻田委員長 ありがとうございます。

それでは、道路課の審査に入ります。

議案第101号の説明、質疑、
討論、採決

櫻田委員長 議案第101号 那須塩原市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

大木道路課長（議案第101号について説明。）

櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けします。

鈴木伸彦委員。

鈴木（伸）委員 今現在のここから得られる市の税収と改定後の税収の予測額を、およそで結構ですので教えてください。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

大木道路課長 現在の占用料に対して、改定になった場合どのように変動があるかというご質問だというふうに捉えますが、平成26年度の決算報告による道路占用料が1,527万5,372円ということになっております。これに対しまして、新たな占用料でいきますと、約37%ぐらいの減になるというふうに見込んでおります。大体500万ぐらいということでございます。

鈴木(伸)委員 了解しました。

櫻田委員長 そのほか何かございますか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 ほかに質疑、ご意見等はございませんか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第101号 那須塩原市道路占用料徴収条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 議案第101号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第102号の説明、質疑、

討論、採決

櫻田委員長 次に、議案第102号 那須塩原市法定外公共物管理条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

大木道路課長 (議案第102号について説明。)

櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けします。

ありませんか。

吉成委員。

吉成委員 法定外公共物ということで、対象になるのは赤道、水路なんか一部あったりするのかわからないですけども、どのぐらいの物件が実際には対象になっているのでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

大木道路課長 数量的な部分というような形で捉えたところなんです。赤道については、国から譲与を受けるときに、いわゆる道路台帳のように延長とか、そういった形の譲与じゃなくて、公図上の中で赤道がここですよというような中で受けておまして、具体的にそれが量的に幾らあるのかというのまでは、台帳的なものがないものから、把握しておりません。

以上でございます。

吉成委員 はい。

櫻田委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第102号 那須塩原市法定外公共物管理条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 議案第102号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより予算常任委員会（第三分科会）に切りかえて審査をいたします。

議案第87号の説明、質疑、討論、採決

櫻田委員長 議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

課長。

大木道路課長（議案第87号について説明。）

櫻田委員長 ご丁寧な説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けします。

鈴木伸彦委員。

鈴木（伸）委員 1台は機械を据えるということで、もう一つはトラックの上にそういう散布機を置くということで、多分作業は楽になるし、現地も適宜まかれるんじゃないかと思うんですけれど

も、税金を使うという観点からですけれども、自動にすることによって対応する部分の件費が減るんじゃないかというあたりの、そこから費用がかからないあたりの試算をしているかどうか。もししていれば、どのくらいになるかというあたりを1つと。

あと、これは来年、再来年も続くので、結局、今までよりふえたわけですよ。これは経常経費になってくと思うんですけれども、このままずっと続く見通しなのか。最初の質問と似ていると思うんですけれども、その辺の考え方をお聞かせください。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

大木道路課長 この定置式の凍結防止剤自動散布機を設置した場合にどれだけ費用の縮減が図れるか、といったご質問だと思いますけれども、具体的な試算は手元に資料がございません。

内容といたしましては、平成26年2月の2月豪雪で那須塩原市でもかなり大雪が降りまして、ほうぼうから早目に除雪しろというようなおしかりを受けた反省を踏まえて、まず、あれだけのレベルの大雪が降られた場合には、人の配置を常に確保しているわけではありませんので、対応できないという中で、できる部分についてはまず機械を置いて、特に豪雪がひどくて、坂道なんかについては、即危険な状態になるという箇所については、できる限り自動散布機を設置して人のかわりにしようという中で、今回要望しているところでございます。

また、今後の予定ですけれども、これにつきましては、やはり同じく26年2月豪雪の反省を踏まえて、除雪体制を強化したいというような考えを道路課のほうでは持っております。その中で、定置式の融雪剤とありますが、凍結防止剤自動散

布機については、今後も継続して設置していきたいと。できればほかの路線、特に急坂で危険な路線については設置数をふやしていきたい、このような考えでございます。

以上です。

櫻田委員長 部長。

君島建設部長 ただいまの大木課長の説明にちょっと補足を加えさせていただきたいと思うんですが、定置式を置くというのは、24時間いつでもそういった態勢が整えられるということで、我々が現場へ行くとするれば、あるいは業者に委託をした場合、どうしても現場へ行くまでの時間がかかるということから、対応できるまでの間にスリップ事故を起こすというような心配がありますので、そういったところについて、常時凍結が予想されるような危険な場所については、そういったものを置いておくことによってそういったものが回避できるということから、今回について定置式の自動散布機を据えるというような予算計上とさせていただいたと。

そういった場所については、今後も想定される場所というのはほぼ決まっておりますので、今後についてもそういったものは常時対応できるように、予算のほうは計上していきたいというふうに考えております。

あわせて、ダンブカーにつきましては、ちなみに黒磯の本庁管内においては、四輪駆動の2tダンブが配置されていないというか、持っていないんですね。そのために自分たちが直営でやるような場所に四駆の車じゃないもので出かけていておりますので、かなり危険な思いをしながら実際、直営の作業等もやっているということから、四駆のダンブカーでやりたいということでありまして、できることであれば、直営でやる部分については四駆のダンブカーを本来であれば持っていて、そ

れらの対応に当たっていければというふうに考えているところであります。

以上です。

櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

鈴木(伸)委員 2点なんですけれども、まだ今後ふやす考えがあるということなんですけれども、この辺、今ある額に対して最終的には、場所がある程度想定されていれば大体台数が計算できると思うんですけれども、今、26年度の決算に対して将来どれくらい伸びるのかという予測と、この事業をやっていくと、そういう考え方と、それと、融雪剤が今まで以上に定期的にかかるといことは確かにいいことなんですけれども、環境に対する影響などはちょっと懸念があるんですけれども、そういったものが砂をまく場合はそこに残ってしまって、道路が汚れてまた回収する経費なんかもかかると思うんですけれども、これはどういうふうになるかわかりませんが、そういったたまたま後の対応、それから環境に対する対応はどんなことがあるのか説明を、2点お願いします。櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

大木道路課長 まず、今後の費用の増額が幾らぐらいになるか、こういうご質問ですけれども、今のところ、例えば来年度、今の平成28年度の予算要求のまさに内部の詰めの段階ですが、道路課としましては、この補正で1台、自動散布機をつけると。既に当初予算で1台みております。2台は平成27年度予算。28年度はこれに合わせてあと2台、ですから計4台でカウントです。予算の中で1台当たり、4カ月リースで大体80万ということなので、2台追加となるということになると、二八、十六、160万の予算が増額になるということと考えております。

あともう一つ、環境の影響等につきましては、

具体的にどのような形の影響が出ているかというのは把握しておりませんが、ただ、塩化カルシウム、今まで融雪剤で使っていたものは塩化カルシウムでありまして、これは栃木県内あるいは県・国、あと他市町村でも使っている中で、特にそれが大きな環境破壊、公害問題になっているという事例は聞いておりませんので、今までどおり使って、除雪に活用できるというふうに考えております。

以上でございます。

櫻田委員長 部長。

君島建設部長 すみません、ただいまの環境のほうの関係ですが、いわゆる塩化カルシウム、あとさらにちょっとそれより安い材料として塩化ナトリウムを使って、どちらも塩ですので、全然、環境にまるっきり影響がないかと言われれば、塩をまいている形ですので、ゼロではないと思いますが、今、課長からも申し上げましたように、道路公団あるいは空港、国道、それから県道等も全て塩化ナトリウム、塩化カルシウムをまいておりますので、そういった意味で影響については、凍結による交通事故等の発生と比べた場合に、それらについてはさほど影響は考えなくてもいいのではないかというふうに考えております。

櫻田委員長 玉野委員。

玉野委員 これは費用対効果というより、やはり安心していられるという形も大きいんじゃないかと思うんですけども、自動散布についての事例というか、それいい事例だなという参考みたいなものは。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

大木道路課長 自動散布機の事例というご質問なんですけど、現在、前年度にも既に1基つけて、那須塩原市ではつけております。具体的な場所は、

市道洞島青木線という市道が小結にありまして、それから那須町のほうに行く洞島青木線、那珂川にりんどう大橋という橋がかかっているんですけども、そちらのほうの那須塩原市側、右岸側に設置しております。こちらのほうについては、那須町との共同の橋ということで、左岸側については那須町が設置してやると。また、これは那須塩原市の具体的な事例じゃないんですけども、県では国道400号のがま石トンネルのたしかか出口あたりに設置している例がございます。

以上でございます。

櫻田委員長 山本委員。

山本委員 除雪の自動散布装置についてはリースでわかっているんですけども、先ほどの融雪剤を散布するためのダンプは、2tの四駆のダンプを黒磯では持っていないので、借り上げをすることだったんですけども、私は車のことは余り詳しくはないんですけども、これを借りるのではなくて、2tのダンプだったら使い道があるので、買うということは考えなかったんですか。櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

大木道路課長 今現在の状況をご説明いたしますと、冬期は自動散布機はもう既に持っていて、こちらのほうについては二駆に積載して、急勾配の山地部は行けないので、影響のない、危険のないところで散布していると。それ以外については、四駆の4tダンプがあるんですが、4tダンプには規格上、その自動散布機は載せられないということで、それで手まきでやっております。当初、ダンプを購入するときについては、その自動散布機を購入する想定がちょっとなかったものですから、先に二駆の2tダンプを購入した後にというような流れでありまして、本来であれば、そのときに四駆のダンプを購入していれば非常によかつ

たというようなことを若干、道路課としましては反省しているものでございます。

以上でございます。

櫻田委員長 山本委員。

山本委員 費用対効果ということがどうかというのは難しいところだと思うんですが、例えば二駆のダンプを早く売ってしまって、その四駆のダンプを買ったほうがいろいろな意味で使い勝手がいいのであるんじゃないかなとふと思うんですが、そういうことはないんですか。

櫻田委員長 部長。

君島建設部長 ただいまの山本委員のご質問ですが、二駆のダンプももう何年も使っておりますので、買いかえの際には四駆にしたほうが、もしかしたらこういった使用とかも考えると、そういったものも含めて検討していければいいのかなというふうには思っております。今は持っているものを夏場でも使っておりますので、冬場についてはリースをしたほうが今はいいということで、両方で使えるように使っているということでありまして。山本委員 了解しました。

櫻田委員長 そのほか何かございますか。

鈴木紀委員。

鈴木(紀)委員 今の件なんですけれども、さっき1カ月のリース代80万と言いましたよね。4カ月で320万というふうに。今回102万ということは、1カ月で言えば、何カ月リースされるのかと。定置式ということで、全然イメージできないんだけど、どうやって散布するのかと。カーブならカーブで日陰のところに置いておいて、2mか3mかわからないけれども置いておいて、一定の温度になったらそこから自動的に散布されるということなんだけれども、何かイメージできないのと、りんどう大橋に設置して、今はあるのかなのか、そのところも確認できれば、行って見てくるか

なと思っている。こういった形で自動散布されるのか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

大木道路課長 まず、冒頭のお金の話なのですが、先ほど80万と言いましたのは、自動散布機1基当たりの約の金額でございます。こちらについては、1カ月のリース料が約20万でリースの期間を4カ月、12月から3月までということで設定しておりまして、20万掛ける4で80万ということでございます。

もう一つ、自動散布機のどのような形になっているのかということなんですが、これについては、散布機がありまして、そこに口があります。口から吹き出すような形になっております。道路を通る車に当然付着しますので、その車のタイヤに付着したものをタイヤが運んでくれると。また、ある程度勾配のあるところに設置しておりますので、塩化カルシウムは粒なので、自然と坂を転げ落ちると。そのような形で拡散して凍結防止の効果を発揮するというところでございます。

また、もう一つ、りんどう大橋に設置しているかという話なんですが、これは過日、契約しまして、現在稼働しております。ですから、行けば確認できるというような状況でございます。

以上でございます。

櫻田委員長 鈴木紀委員。

鈴木(紀)委員 片側から、両サイドから散布されるのか。

櫻田委員長 課長。

大木道路課長 片側です。ですから、1台ですから口は1つなので、片側の吹き出し口から道路に向かっていくと、こういうことです。

鈴木(紀)委員 いいです。

櫻田委員長 副委員長。

齊藤副委員長 今のお話でダンプのリースをするということなんですが、業者に委託という考えはなかったのかどうか。

櫻田委員長 課長。

大木道路課長 業者に委託は、実際、除雪等で行っております。要は有事と申しますが、降雪したときの対応がどうかということなんですが、業者については各エリアを除雪区域と申すか、受託して持っております。通常の除雪で手いっぱいという中で、その融雪機械での散布については直営で行っているということでございます。ある程度、委託業者のほうが余裕があるといいますが、そういったことができるのであれば、そういった方法もあると思うんですけれども、先ほど冒頭にもあったように、平成26年2月豪雪の反省を踏まえた場合に、業者のほうもほとんど手いっぱいな状況になりますので、何とかその部分については市のほうの直営でやることによって、円滑な除雪にしたいなということです。

櫻田委員長 副委員長。

齊藤副委員長 そうしたら、そういう理由はわかったんですが、これはあくまで融雪剤の話だと思っているので、あれだけ豪雪が降ってしまったら、あの融雪剤をまいても多分、ほぼ無意味だと思うんですね。4カ月間ということ、どこら辺をまいているのかなというのもちょっとわからなかったんで聞かせてもらったんですけれども。

あと、さっき言った定置式なんですが、橋の上りが左側でいいんですかね。上がるところの最初に置くということでもいいんですね。帰りは下りだから、上の反対側ということで、国道との話がちょっとごっちゃになって申しわけないんですけれども、設置の仕方によっては融雪剤で橋の上で溶けちゃって、次、雪の上に乗っちゃって、もう一個次、橋があったときに今度タイヤが滑っちゃう

んですよね、水があって摩擦が初めてできるので。だから、置き方って、りんどろ大橋みたいに長ければいいんでしょうけれども、そういったのを見越してやはり設置する場所を選んでいるのかどうかだけ、1つお伺いしたいんですけれども。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

大木道路課長 まず、設置場所については、当然そのスペース、そこに置けるかどうかというのが1つ。それとあわせて、どの部分が一番いいかというのは、リース業者はかなりプロなので、そちらのほうの助言をいただきながら場所を選定しているということでございます。

櫻田委員長 副委員長。

齊藤副委員長 ぜひ橋の先がカーブとかそういったところには、安易に置くと逆に事故を誘発しかねないと、紀委員もそうなんですけれども、こちらはトラックに乗ったことがあるほうなのであれなので。

あともう一つ、ちょっと要望になっちゃって話がずれちゃうんですけれども、県の尾頭の、最後のヘアピンの後にトンネルに行くカーブってわかりますか。右に曲がってから最後、トンネルに入っていくんですけれども、あそこがちょっと右側にバンクしてまして、あそこは凍っちゃうとトラックが斜めに下がっちゃうんですね、壁側のほうに。これは昔の話なんですけれども、もしよかったら、ああいうところに融雪剤が何かうまくきいてくれば、隣の車がおりにきて、トラックが上がっているのに下がっちゃうんです。だから、ここでぶつかっちゃうというがあるので、もしよければちょっと見に行っていたいただければと思うので、すみません、よろしくお願いします。

櫻田委員長 そのほか何かございますか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 議案第87号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

櫻田委員長 それでは、その他に入ります。

執行部から何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

櫻田委員長 それでは、委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、道路課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時30分

櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

建築指導課の審査

櫻田委員長 それでは、建築指導課の審査に入ります。

議案第103号の説明、質疑、討論、採決

櫻田委員長 議案第103号 那須塩原市建築審査会条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

中村建築指導課長（議案第103号について説明。）

櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けします。

副委員長。

齊藤副委員長 これは、すみません、今まででこういう法律をつくるまでなかった理由とか何かというのはあるんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

中村建築指導課長 この条例に関しましては、建築基準法で建築審査会を特定行政庁に関しましては設置しなければならないということで規定されておりまして、18年から、那須塩原市にも建築審

査会はございました。今回、地方分権で、その任期に関しましては地方で条例で定めるように法律改正になったということで、今回市のほうの条例の一部改正ということでございます。

齊藤副委員長 わかりました。

櫻田委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませんか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第103号 那須塩原市建築審査会条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 議案第103号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

櫻田委員長 その他に入ります。

執行部から何かございませんか。

〔「ございません」と言う人あり〕

櫻田委員長 委員の皆さんから何かございません

か。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、建築指導課の審査を終了いたします。

これで建設部の今定例会における審査は終了となりますが、建設部全体として何かございますか。部長。

君島建設部長 特にありませんが、先ほども冒頭でご挨拶申し上げましたが、9月の災害に当たりましては、議会の皆様にも大変お世話になりました。今後も先ほども言いましたように、災害対応の実施に当たりまして、また引き続き頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしく願います。

以上であります。

櫻田委員長 それでは、以上で建設部の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時36分

櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

環境対策課の審査

櫻田委員長 初めに、渡邊生活環境部長からご挨拶をいただきたいと思います。

部長。

渡邊生活環境部長 (挨拶。)

櫻田委員長 ありがとうございます。

議案第87号の説明、質疑、討論、採決

櫻田委員長 それでは、環境対策課の審査に入ります。今回、環境対策課関係の付託案件はございませんので、これより予算常任委員会（第三分科会）に切りかえて審査をいたします。

議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

課長。

山田環境対策課長（議案第87号について説明。）

櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けします。

鈴木伸委員。

鈴木（伸）委員 クリーンセンターのほうの業務内容なんですけれども、先ほど内容は聞きました、具体的にはどのようなことがどれくらい削減できるとか、金額ベースで期待しているとか、どんなことを具体的に相談しているのか、したいのかというあたりを教えてくださいませんか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

山田環境対策課長 現在クリーンセンターの施設、ごみを燃やすごみ焼却施設、それから、自家発電をしまして灰を溶かす灰溶融施設、それからリサイクル関係でいうと、粗大ごみ、不燃ごみの破碎・選別施設、それから、瓶、缶、ペットボトルなんかの圧縮施設とかいろいろあるわけなんです、30年度からの業務委託、5年か10年かというところはありますけれども、包括委託をしていく

中で、いかに低コストで長寿命化を図っていくかという、つまり、市の考え、設計を、このアドバイザー、専門家をお願いしてつくっていくというところであります。

この今のクリーンセンターが平成21年に稼働したんですけども、メーカーによりますと大体平均的な寿命が20年間と言われていています。ですので、平成30年度からの包括委託10年間でまさにその寿命になるわけで、そのメンテナンスをうまくやるかやらないかでメーカーの言うとおり平成40年で壊れて終わってしまうのか、あるいはもっと10年、20年延ばすのか。まさにこの包括委託のやり方、どんなふうにさっき申し上げた機械をメンテナンスしていくかというところが、まさに鍵を握っているわけでありまして、本来ならば市のほうで、市の職員がやればいいんでしょうけれども、ちょっと専門的な知識がないものですから、その辺も含めてプロをお願いして、市のこういう形でメンテナンスしてくるという設計をこの2年間でお願いますという内容であります。

具体的な、じゃ、幾らという話になりますと、ちょっと今の段階では、お願いをする債務負担行為をかけてやる価値があるかというのは、やればこれ以上の付加価値というか、長寿命化ということ、あるいはコストダウンすることによって、間違いなくこれ以上の価値はあるというところですか今のところは。

櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

鈴木（伸）委員 わかりました。

じゃ、課題を二点、三点。これはこういうふう改善したいというのがあれば、それだけ教えてください。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

山田環境対策課長 今のところは傷み、さっき言

った七つ、八つの施設をうまく点検して行って、いわゆる故障の内容を見るというのが1つあります。

それから、5年、10年の包括委託の中では、例えば部品が壊れたり、あるいは取りかえたりということがあります。その辺の、壊れたときにどこまでが包括的業者が負担して、どこまでが市のほうの負担になるかというところの部分、法的な弁護士さんなんかも踏まえて、どの辺までというところをはっきりさせたいというのがこの設計書の中に組み込まれてございまして、その辺を明確にして、いかに安いコストで寿命を延ばせるか、そういう観点でちょっとお願いしようかなと思っていますので、具体的に、こことここというのは、ちょっと今のところは申し上げられないということでございます。

鈴木（伸）委員 了解しました。

櫻田委員長 ほかに質疑、ご意見等はございませんか。

鈴木紀委員。

鈴木（紀）委員 今の件なんです、寿命を延ばせるということですが、先ほどの逆に言ったら、寿命が一応20年という中で、どの程度の長寿命化を想定しているのという部分では当然あると思うんですけれども、そこら辺のところは。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

山田環境対策課長 平成21年度から、メーカーが言うには20年ということをやったのですが、やり方によっては10年、20年も可能かなというふうに考えておりますので、もしうまく回して点検していけば、メーカーの言う20年プラス10年最低でも延ばしたいと思っております。

鈴木（紀）委員 いいです。

櫻田委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 議案第87号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

櫻田委員長 それでは、その他に入ります。

執行部から何かございますか。

課長。

山田環境対策課長 （市が保有するPCBの処理に関する方針について説明。）

櫻田委員長 わかりました。

情報提供ということなので、先に進めさせていただきます。

それでは、委員の皆さんから何かございますか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 その他ないようですので、環境対策

課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

執行部入れ替えのため、休憩いたします。

休憩 午前 11 時 51 分

再開 午前 11 時 55 分

櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

生活課の審査

櫻田委員長 それでは、生活課の審査に入ります。

議案第 105 の説明、質疑、討論、採決

櫻田委員長 議案第105号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

鹿野生活課長（議案第105号について説明。）

櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見をお受けします。

吉成委員。

吉成委員 じゃ、1点だけお伺いします。

前回と今回で選定の結果の点数のほうですが、変わりはあるんですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

鹿野生活課長 ちょっと手持ちに前回の点数の資料がないんですけれども、前回はたしか市内の業

者ということで、その点が加点になっているというふうに記憶していますので、点数までイコールだったかどうかちょっとわからないんですけども、似たような点数、今回29点ということですけども、29点もしくは28点、そういった数字であったというふうに思います。

以上です。

櫻田委員長 そのほか何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第105号 公の施設の指定管理者の指定については原案のとおり可決すべきとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 議案第105号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 87 号の説明、質疑、討論、採決

櫻田委員長 これより予算常任委員会（第三分科会）に切りかえて審査をいたします。

議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

鹿野生活課長 (議案第87号について説明。)

説明は以上になります。よろしくお願ひします。

櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

鈴木伸彦委員。

鈴木(伸)委員 一度受けた業者がまた継続となるんですけども、普通、仕事って覚えると合理化できるんですよ。だから、経費安くできるかなと思うんですけども。これ金額的に、ごめんなさい、前回幾らで契約したか、今、頭に入っていないんですけども、そういった観点から維持管理費、お金を安くするよな何か施策みたいな施行としては何かとられました、これ。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

鹿野生活課長 シルバー人材センターということですが、営利企業ではないといいますが、そういったこともあって、もともとの金額そのものがかなり抑えられているということもございます。

そんな中で、今回設定させていただきました上限額、債務負担行為ですので、各年度の上限額の5年間ということですので、仕様書の中に企業の努力とかそういったもの、駐車場、駐輪場ですので、これといった経費的な削減での努力というのはなかなか難しいところかと思うんですけども、そんな中で市民、住民へのサービスとそういったようなことについては、かなりヒアリングのときにもこちらからも提案をしまして、向こうからの意見といたしますか、そういったこともありましたので、その辺を加味して、金額にはなかなかあらわれないところかもしれませんけれども、点数

をそんなところを加点した中でやったつもりです、結果として。

そんな説明でよろしいでしょうか。

櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

鈴木(伸)委員 すみません。ちょっと質問のあれがすごく低いことを聞くんですけども、民間株式会社に出すと、仕事を手抜きしようが何しようか、利益が出ても会社の利益になってしまうところですよ。これ、シルバー人材センターの場合、予定の人数を入れないで、計画では毎日3人入るところを1人ぐらいにして人件費削減して、そういった形で浮いたお金が出たものは、これは市に返るのか、このシルバー人材センターの中で経営者の中でもらってしまうのか。お金が浮くのか、浮かないということとサービスで対応しているということがあるんですけども、そういう観点から、もし利益が出た場合のその利益はどういう扱いになるのかだけ、すみません、ちょっと明らかにしてください。

櫻田委員長 答弁を求めます。

部長。

渡邊生活環境部長 まず一つ、最初に、前提には利益は出ないということを申し上げます。

私どもにつきましては、必ず日報を確認しますので、参加した、当直した人員のほうは確保しますので、うちのほうで求めた人数以下の人数はあり得ないということで。以上の場合にはあるかもしれません。

それとあと、求めるものについては金額ではなくて、より以上のサービス、利用者の便を考えるということで。

開館時間については決まっております。そうしますと、その前にどうしても来て、始発で乗るお客さん、それから、最終で施設が閉まってから乗るお客さん、そういうお客さんに対してもよりプ

ラスになるサービスを。例えば外にとめていても、それを中に受け付けする。また逆に、それは予約の方に限りますけれども、他の、きょうは終電で帰るので何時にという場合には、その入り口の前に出しておくとか、そういったサービスをプラスすることで求めて、それが利益の中には実際にあらわれませんが、そういう形のことを配慮していくと。

答えになったでしょうか。

鈴木(伸)委員 わかりました、はい。

櫻田委員長 ほかに質疑、ご意見等はありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 議案第87号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

櫻田委員長 その他に入ります。

執行部から何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

櫻田委員長 委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 その他ないようですので、生活課の審査を終了いたします。

これで生活環境部の今定例会における審査は終了となりますが、生活環境部全体として何かございますか。

部長。

渡邊生活環境部長 (挨拶。)

櫻田委員長 こちらこそよろしく申し上げます。

なければ、以上で生活環境部の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

それでは昼食のため、休憩といたします。

午後の会議は1時から始めますので、よろしく申し上げます。

休憩 午後 零時07分

再開 午後 1時00分

櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

農務畜産課の審査

櫻田委員長 初めに、藤田産業観光部長からご挨拶をいただきたいと思います。

藤田産業観光部長 (挨拶。)

櫻田委員長 ありがとうございます。

それでは、農務畜産課の審査に入ります。

議案第107号の説明、質疑、
討論、採決

櫻田委員長 議案第107号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案については、君島委員は地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退席を求めます。

〔君島委員退席〕

櫻田委員長 それでは、執行部の説明を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 議案第107号でございます。公の施設の指定管理の指定について、農務畜産課について議案資料にて説明をさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

議案資料73ページでございます。よろしいですか。

箒川沿岸運動広場につきましては塩原土地改良区に、議案資料74ページ、八郎ヶ原放牧場につきましては箒根酪農農業協同組合にそれぞれ指定するものでございます。

指定の期間につきましては、2施設とも平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年間となります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう
よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けします。

鈴木伸彦委員。

鈴木(伸)委員 まず、1のところですね。資料の73ページを見ると、3という評価ですよね。3

というあたりは、なぜ3なのかのあたりをちょっと聞きたいんですけども。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 選定結果の数字の3の意味でよろしいですか。

鈴木(伸)委員 はい。

印南農務畜産課長 こちらは審査基準表がございまして、その採点がここに記載されているものでございます。こちらにつきましては、基本的に市が求めているものができていれば1点、できていなければ0点ということの中で、この3点については、選定項目が利用者の平等な利用の確保ということにつきましては4項目ほどございました。その中で1点ずつの配点の中で3項目は該当したというようなことで、3というような数字を記載させていただいたものでございます。4というものについては、4項目ができていたというような評価をさせていただいたということでございます。

櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

鈴木(伸)委員 そうしますと、平等な利用の確保の3だということは、5項目あるうちの2項目。

〔「4項目」と言う人あり〕

鈴木(伸)委員 4項目ですか。これは4項目がありますので、1項目だけがとれていなかったということでもいいですね。この2番についても、もしとれていない項目とかテーマとか課題だけ教えていただけますか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 先ほど私のほうの答えたのは4項目というのがありまして、から については配点が1点というようなこととなります。の項目があるわけなんですけれども、具体的には利用者の平等な利用の確保にと、特にすぐれた点が

見られるかというのがございます。これについては配点が2ということで、最高が2点というふうになります。ですから、そこで1点、2点という中で合計しますと満点をとりますと5点という中でございます。

先ほどご質問の中の4点とったのについては、1から4までが全て1点ずつとったということで4点という点数のつけ方をさせていただきました。5というような評価があるものについては、1から3までが1点ずつでございますので3点、それでこの項目で特にすぐれているというのを評価させていただいたものですから、2点をつけて5点というふうな配点となっております。

櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

鈴木(伸)委員 すみません、頭が悪いので、この3点は満点じゃないんでしょうと。だから、満点がとれなかったところの項目はどういうことなのかという質問です、言いかえると。そういうこと。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 大変失礼しました。満点をとれなかったところでございます。利用者の適切な情報提供を行う計画となっているかということで0点というような評価をさせていただいたというものでございます。それと利用者への平等な利用の確保において、特にすぐれたというのが見られたかが普通であるということで1点ということで、この1の1につきましては3点の評価をさせていただいたということでございます。

櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

鈴木(伸)委員 この1も聞いているんですけども、これは3点が満点なんでしょう。

〔「2の2ですか」と言う人あり〕

鈴木(伸)委員 2の2の3点のところについて

満点に対してとれていなかったとすると、どういふことで点がとれなかったかを教えてくださいということ。

印南農務畜産課長 失礼しました。

2の2でございますけれども、こちらについては1から3までについては1点ずつとるといふような配点をさせていただきました。4の施設の有効な活用において特にすぐれた点が見られるかということでございますけれども、こちらについては0点というような評価をさせていただいた。

櫻田委員長 そのほか質疑、ご意見等は。

鈴木紀委員。

鈴木(紀)委員 この応募の団体は両方とも1社というかしかないんですか、まず確認を。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 市のほうで公募させていただきました。その結果、応札というか、応募いただいたのが1社ずつということで、1団体ということ。

櫻田委員長 鈴木紀委員。

鈴木(紀)委員 公平性というかというのと1つには1社しかないという1団体、1つにはなれ合いという部分から来るおそれもあるのかなという部分からすると、さっきの採点も何かちょっとそこら辺とかもなれているからというところから来るのではないのかなという部分ではちょっと懸念されるんですが、いろいろな団体が応募できるような仕組みなんかは考えているのかという部分は聞きたいなと思うんですが。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 応募に関して公平にやっているかということの意味合いだと思うんですけども、こちらについては一応市の広報とホームページ

ジというふうなことでの周知をやらさせていただいております。そういった中でたまたまというんですか、1団体しか応募しなかったということでございますので、なぜ応募しなかったというのはちょっと私どもではわからない。

櫻田委員長 鈴木紀委員。

鈴木(紀)委員 周知も当然そうですけれども、もっといろいろな団体、いろいろなことというよりもなれているというか、わかっている団体でしょうけれども、もっと応募できるような形でいかないと、この後、僕しようと思っているけれども、指定管理についても決め方自体をどういう形で決めていくのかなという部分を見ると、やはりいろいろな団体が応募してくる中で、当然入札じゃないですけれども、これぐらいの料金でという部分が出てくると思うんですが、今のままでいったら1団体だけでもうほとんど決まってしまうところがあるところかちょっと懸念されるかなというところがあるので。

櫻田委員長 暫時休憩入れていいですか。

休憩 午後 1時09分

再開 午後 1時10分

櫻田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

その辺ちょっとうまく説明してください。

課長。

印南農務畜産課長 箒川沿岸につきましては、昭和59年というようなときに開設して以来、合併前の箒川土地改良区という名称だったと思いますけれども、そちらが長くこちらのほうの維持管理をしているということで、2市1町の合併後、これが塩原土地改良区に業務委託ということでして、前回の指定管理の応募のときに特定団体というこ

とでこちらのほうをお願いをした。今回たまたま公募をさせていただいた中で、1団体しか手を挙げてこなかったというものでございます。

こちらの指定管理をするに際しまして、市のほうで設定する金額というものは、通常今まで維持管理していたということでの精査をさせていただいたということで年間60数万というような設定をさせていただいた中でたまたま応募してきたのが1団体、ちょっと料金も低額というんですか、そういう部分もあったのかというような気はしております。ただ、長く70万を下回る金額でしていたものですから、これを百何十万とすると、指定管理というコストダウンですか、その部分には大きくかけ離れるというところがあるというので、担当のほうとしては現状の価格で設定をさせていただいたというような経過がございます。

それと、先ほど言ったように、各項目ごとの点数でございますけれども、満点が各項目は5点でございます。その中でできていないということで、それについては配点をしないということで3点の評価をさせていただいたようなことでございます。

櫻田委員長 鈴木紀委員。

鈴木(紀)委員 八郎ヶ原放牧のほうも。

印南農務畜産課長 八郎ヶ原ですね。

八郎ヶ原もこちらについては、長く箒根酪農というものが業務委託という中で、合併前の塩原町から引き続き管理をしていたということで、前回公募から見させていただいたわけでございますけれども、やはり手を挙げてきたのが箒根酪農の1団体のみということでございます。

櫻田委員長 これ議案資料がたまたま議案の107号とかなので、基本的には76ページに出ているんですよ。

鈴木紀委員。

鈴木(紀)委員 いろいろな団体が応募できる仕

組みづくりなんかを考えていない、そこら辺、今の八郎ヶ原、箒川のほうはわかりました。塩原の八郎ヶ原放牧場の指定管理者の管理については、ほかの団体ができないわけじゃないと思うんですよ。そういった中で応募する団体なんかはもっと出てくればいいのかというふうには思うんで、その中から点数で採点されるのは、これやむを得ない。でもそういった広くいろいろな形の団体から応募されるような仕組みをしていかないと、なれ合いにもなってくるのかなという、そこら辺のちょっと懸念があったもので聞きたいと思ったんです、仕組みづくりという。

櫻田委員長 答弁を求めます。

部長。

藤田産業観光部長 そうですね。今、鈴木委員さんをご指摘の話で、やはり懸念としてはあるんだと思います。そういう中で八郎ヶ原の放牧場については、やはり専門的な知識、ノウハウがないとなかなか要はお客様から牛を預かって、それを一人前にして、また下牧させるという話なんで、そこにはやはりいろいろな面で専門性、ノウハウとか技術とかというのが必要なんだと思うんですが、そんな中で要は公募にしたということは、我々の見込みとしては、酪農協というのは箒根酪農協だけじゃありませんから、ほかにも我々の市内に3つある、そういうところも競争に参加してもらえらるだろうという想定のもとに公募にしたという経過がございます。

しかしながら、結果としては1社になってしまったということなんで、その1社から出てきた企画書について、内容を審査した結果、我々の基準のところをクリアする点数だったものですから、今回箒根酪農協に引き続きお願いするような形になったということでございます。

いずれにしても、ただ、議員ご指摘のとおり今

まで特定でやっていたもの、特定というのはお宅にお願いしますねというような形で3年間指定管理をやっていたと。それに対して議員各位から、それはなかなか理由が立たないんじゃないのと。よほどの理由がないと特定は難しいよというようなところで、今回公募に代替してきました。

そんな中で、また議員ご指摘のような問題が出ているということでございますので、指定管理全体の制度のあり方については、企画のほうが所掌していますので、そういうところに今議員からご指摘あったようなところをまだ問題意識ということで投げかけて、庁内全体で整理しながら、少しでも競争性が高まるようなそんな制度にしていきたいなというふうに思っています。

以上です。

櫻田委員長 ほかに質疑、ご意見等はございませんか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第107号 公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 議案第107号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで君島委員の着席を求めます。

〔君島委員着席〕

櫻田委員長 それでは、君島委員に申し上げます。

ただいまの議案第107号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第87号の説明、質疑、討論、採決

櫻田委員長 これより予算常任委員会（第三分科会）に切りかえて審査をいたします。

議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

印南農務畜産課長（議案第87号について説明。）

櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

鈴木伸彦委員。

鈴木（伸）委員 執行計画書のほうです。9ページ、6款4項6目で面積が増になったというんですが、面積はどのような原因でふえたんでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 まず、機構集積協力金交付事業でございます。これは吉成議員のほうからありまして農地の貸し借りといいいますか、農地中間機構の貸し手、農地の貸し手に対する支援の事業でございます。その農地を貸し付けた場合に市があげる協力金というような意味合いでございます。

当初28人分ということ計上させていただいた中で、11月末現在で33人の申し込みがあったということでございます。それに伴いまして、不足が出たものですから、今回補正をさせていただいたものでございます。こちらの助成金額がトータルで2,206万2,000円となったことから、今回の不足分の726万2,000円を計上させていただいたということで、面積がどれくらいなのかということでございますけれども、11月末現在の面積でございますけれども、4,883 aというような面積が今回対象になったということでございます。

こちらの財源でございますけれども、先ほど歳入で説明させていただいた中で、こちらの財源につけるのは100%ということで、県のほうから国に流れて県のほうの補助金ということで計上させていただいていますけれども、財源は国のほうからということになります。

続きまして、環境保全型でございますけれども、こちら人でなくて面積のほうで申し上げたいと思います。取り組み面積が最終的に769haになったと。話が前後してございませぬ。当初もろんでおりましたのが655haということで、5,783万6,000円というような計上をさせていただいた。それが769haまで取り組みをしたいということで、交付金額が6,108万6,000円になることから、今回の不足分の325万1,000円を計上させていただいたものでございます。

こちらの財源につきましては、先ほど歳入のほうで説明させていただいておりますけれども、交付額の2分の1が国、4分の1が県、残りの4分の1が市というような持ち出しになります。

以上でございます。

櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

鈴木（伸）委員 補正ですよね。なぜふえたのかということでお伺いしたんですけれども、その農

家の事情のあたりのふえた、その辺のお話もいた
だけますか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 失礼しました。

ふえた原因でございますけれども、昨年度米価
下落という中で、農業に対する先行き不安という
ことの中、経営の転換とかリタイアというのが
かなりふえたのも要因ではなからうかというふう
に見込んでいるところでございます。

それと、農業後継者が不足して、今まで頑張
ただけけれども、ちょっともうこれ以上頑張れ
ないというような方もいらっしゃるというよう
な話は聞いてございます。そのために実際に専
業農家ですか、認定農業者のほうに土地を貸
し付ける傾向がふえたのかなというふうに見
込んでございます。

環境保全型でございますけれども、こちらにつ
きましては、環境保全のために農業者が肥料
であるとか、農薬であるとか、それを通常使
用するより少なくしてやる事業に対しての補
助金なんですけれども、そういった意識が農
家の方にふえていった関係上、取り組み面
積がふえたのかなと。

それともう一つは、米価下落の中、いかに
所得をふやすかということで、農家のほう
で努力したところもあるのかなとは思いま
す。

櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

鈴木(伸)委員 財源がおおむね国とか県
ということなんですけれども、これは国の
話なんで、ちょっと聞きづらい、はっき
り答えにくいだろう。これ来年、再来年
と続いていく、これ財源がなくなったら、
じゃもとの人に戻るという話は戻らない
んじゃないかと思うんですけれども、その
辺の見通しというのはわかりますか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 財源が担保されているの
かということでございますけれども、両方
とも法整備がされているものでございま
すので、今のところ財源的には担保され
ているというふうな認識を持っております。

櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

鈴木(伸)委員 要はちらっと聞こえたん
ですけども、恒久的な財源だというふう
に捉えていいのかといったところがいい
答えだったと思うんですけども、そうい
う答え方をしていただけますか。要す
るに切れたらどうするのかというところ
を心配しているわけなんですけれども。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

印南農務畜産課長 国のほうで法整備され
ているという意味で、恒久的には担保され
ているというふうな認識をしております。

櫻田委員長 ほかに何かございませ
んか。

〔「なし」「あったんですけども、今
話
が集中したので忘れちゃった」と言う人
あり〕

櫻田委員長 先に進めさせていただきます。

〔「了解」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、
ご意見を終了したいと思います
が、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め
ます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論
を終結したいと思います
が、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、
討論を終結

いたします。

これより採決いたします。

議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算(第5号)は原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 議案第87号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

櫻田委員長 その他に入ります。

執行部から何かございますか。

〔「特に用意してございません」と言う人あり〕

櫻田委員長 委員の皆さんから何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、農務畜産課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時28分

櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

農林整備課の審査

櫻田委員長 それでは、農林整備課の審査に入り

ます。

議案第109号の説明、質疑、
討論、採決

櫻田委員長 議案第109号 土地改良事業の施行についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

久利生農林整備課長 (議案第109号について説明。)

櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けします。

山本委員。

山本委員 とても基本的なことで申しわけないんですが、この事業費のほかに市が持ち出すお金というのはないということによろしいですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

久利生農林整備課長 こちらに掲げてございますのは、主に工事費でございます。それ以外に測量委託、設計委託、こちらのほうは見てまいります。

以上でございます。

櫻田委員長 ほかに質疑、ご意見等はございませんか。

鈴木紀委員。

鈴木(紀)委員 事業費の算出方法というか、基準があると思うんですね。そこら辺のところを説明願いたいと思います。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

久利生農林整備課長 こちらの資料にございます応急工事計画、議案資料の109のタイトルでございますけれども、応急工事計画となっております。

したがいまして、ここで出てくる事業費は、この
応急工事の計画を立てる段階の見積もりでござい
まして、正式に測量とか設計をしたものではござ
いませぬ。あくまでも大体概算でこのくらいであ
ろうという数字を掲げるものでございます。

以上でございます。

櫻田委員長 鈴木紀委員。

鈴木(紀)委員 当然と変な言い方ですけども、
多目には見積もってあるんでしようと思うんです
が、そこら辺のところでもよろしいですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

久利生農林整備課長 ただいま委員のおっしゃる
とおりでございます、こちらのほうが申請のほ
うの限度額になりますので、多目に見積もってご
ざいます。

櫻田委員長 そのほか何かございますか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 それではないようですので、質疑、
ご意見等を終了したいと思います、異議ござい
ませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結し
たいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結
いたします。

これより採決いたします。

議案第109号 土地改良事業の施行については
原案のとおり可決すべきものとすることに異議ご
ざいませぬか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 議案第109号については原案のと
おり可決すべきものと決しました。

議案第87号の説明、質疑、討
論、採決

櫻田委員長 これより予算常任委員会(第三分科
会)に切りかえて審査をいたします。

議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補
正予算(第5号)を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

課長。

久利生農林整備課長 (議案第87号について説
明。)

櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

鈴木伸彦委員。

鈴木(伸)委員 言いましたか、何年設置であ
ったのか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

久利生農林整備課長 ただいまの機器の設置につ
きましては、平成元年3月設置ということで、経
過年数としましては、26年を経過しているもので
ございます。

以上でございます。

櫻田委員長 鈴木伸彦委員。

鈴木(伸)委員 それは新品で買くと五、六百万
のものなのか。修繕をして長寿命化みたいな形
の方法は検討されたのか。お伺いいたします。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

久利生農林整備課長 ただいまのご質問でござい

ますけれども、先ほど説明で少し触れましたが、
現地のゲート、これを上げおろす油圧機器、
これがこし稲刈り終了後に、ゲートを通常は、
河川を横断している構造物でございますので倒し
ておきます。その状態まで下げたんですが、そこ
から滑って動かなくなってしまうということで、
これが来春の作付、完全に間に合わなくなってし
まいますので、その機能を更新するということで
先ほど申し上げましたけれども、油圧機器を完全
に入れかえるものでございます。26年というこ
との経過年数がたっておりますので、メーカーの
ほうに現地のほうを調査していただきました。完
全にその中で、機器としてはもう古いものでござ
いまして、修理がきかないという情報を得ており
ます。

説明としては以上でございます。

櫻田委員長 ほかに質疑、ご意見等はございませ
んか。

鈴木伸彦委員。

鈴木(伸)委員 先ほど修繕したら幾らぐらいか
ということ、新品で設置したときは幾らなのか。
当時幾らなのか、当時はわかりませんね。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

久利生農林整備課長 こちらのほうは先ほど触れ
ましたんですけれども、修繕は全くきかないとい
う状況がわかっておりますので、新品というこ
とで事業費が527万1,000円となるものでござ
います。

〔「了解です」と言う人あり〕

櫻田委員長 ほかに質疑、ご意見等ございませ
んか。

副委員長。

齊藤副委員長 すみません、ちょっとわからない
んで教えてください。

先ほどの歳入の補助金の部分から、これ歳出で

527万を支出するんですが、あと受益者負担分と
いうことだとざっくりその引いた値段を25戸の戸
数で割るんですか、そういう話ではない。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

久利生農林整備課長 地元といたしましては、受
益者負担の事業費の30%になりますので、それを
受益者戸数25戸と申し上げましたが、それで割る
ことになります。それでの負担になります。

櫻田委員長 副委員長。

齊藤副委員長 527万円の30%という計算ですか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

久利生農林整備課長 そのとおりでございます。

〔「わかりました」と言う人あり〕

櫻田委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見等
を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結した
いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結
いたします。

これより採決いたします。

議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補
正予算(第5号)は原案のとおり可決すべきもの
とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 議案第87号については原案のとおり

可決すべきものと決しました。

その他

櫻田委員長 その他に入ります。

執行部から何かございますか。

部長。

藤田産業観光部長 先ほどご説明申し上げました農業施設関係の災害復旧事業について、国の査定が終わりました。そして実施の段階に来ておりますので、その査定の状況並びに今後のスケジュールについて、課長のほうからご説明させていただきたいと思います。

櫻田委員長 課長。

久利生農林整備課長（農業施設関係の災害復旧事業について説明。）

櫻田委員長 それでは、委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 ないようですので、農林整備課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時48分

櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

商工観光課の審査

櫻田委員長 それでは、商工観光課の審査に入ります。

議案第107号の説明、質疑、

討論、採決

櫻田委員長 議案第107号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

藤田商工観光課長（議案第107号について説明。）

櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けします。

鈴木（伸）委員 まず、ここで働いている人は、住んでいる場所が、個人情報になるかどうかわかりませんが、地元採用なのかどうかという観点から、こういった方がどの地域から来ているかということが1点。

それから、シルバーということなんですけれども、大体対象年齢的に何歳ぐらいかということと、あと私が何回も見せていただいて対話がすごくいいと感じています。

それはそれとして、ふだんのことかわからないので、ふだんは何人ぐらいで運営しているのか。

3点お願いできますか。わからないなら結構です。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

藤田商工観光課長 お願いしておりますのはシルバー人材センターで、シルバー人材センターはどういう人を配置するかという話にはなるかと思うんですが、実際にあそこで働いている方を見ます

と、地元の方が働いております。

年齢的には多分70ぐらいかなというふうに思っております。基本的には2名体制で動いています。

〔「結構です」と言う人あり〕

櫻田委員長 ほかに質疑、ご意見等はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第107号 公の施設の指定管理者の指定については原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 議案第107号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第87号の説明、質疑、討論、採決

櫻田委員長 これより予算常任委員会（第三分科会）に切りかえて審査をいたします。

議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

課長。

藤田商工観光課長（議案第87号について説明。）

櫻田委員長 説明が終わりました。

各委員から質疑、ご意見等をお受けいたします。

鈴木伸彦委員。

鈴木（伸）委員 先ほどの関連ですから、1日2人ぐらいだということだったんですけども、働いている人、この運営にかかわっている人は何人なんでしょうか。

櫻田委員長 答弁を求めます。

課長。

藤田商工観光課長 正確な部分はわかりませんが、委託者運用にて常にその体制を維持していく、多分3人で回していくんじゃないかと。

〔「了解です」と言う人あり〕

櫻田委員長 そのほか質疑、ご意見等はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、質疑、ご意見等を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認めます。

よって、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第87号 平成27年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決すべきもの

とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 議案第87号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

その他

櫻田委員長 それでは、その他に入ります。

執行部から何かございますか。

木下審議監。

木下政策審議監（観光業の最近の状況について説明。）

櫻田委員長 その他、何かございますか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 それではないようですので、商工観光課の審査を終了いたします。

これで産業観光部の今定例会における審査が終了となりますが、産業観光部全体として何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

櫻田委員長 なければ、以上で産業観光部の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

これで執行部退席のため暫時休憩といたします。

10分間休憩をとりまして、請願、陳情の案件を審査したいと思いますので、15分からお願ひします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

請願第1号の質疑、討論、採決

櫻田委員長 それでは、ただいまから請願及び陳情の審査に入ります。

初めに、請願第1号 森林吸収源対策に係る安定財源確保及び山村振興対策の推進を求める請願を議題といたします。

概要の説明については、昨日12月7日開催の協議会において決定のとおり省略をいたします。

それでは、各委員の意見をお受けします。

君島委員。

君島委員 きこのう、請願につきまして紹介議員である眞壁議員のほうから説明を受けまして、現在騒がれております地球温暖化を防ぐためには二酸化炭素を吸収する森林を保護していくということで、国のほうに森林整備関係の予算づけをふやしていただくという意見書の提出については、すべきものであるというふうに考えております。

櫻田委員長 ほかに意見はございませんか。

玉野委員。

玉野委員 私も同様でございます。

櫻田委員長 そのほか意見はございませんか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 ないようですので、これから討論を行います。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

請願第1号 森林吸収源対策に係る安定財源確

保及び山村振興対策の推進を求める請願について、採択すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

櫻田委員長 賛成過半数と認めます。

よって、請願第1号は全員一致の採択ということで決しました。

それでは、続きまして、最終日の本会議においてこの請願が採択された場合には、請願にございますよう国会及び政府への意見書を提出することに関し、当委員会として本議会で発議することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 それでは、ただいまから請願に添付された意見書案をお配りいたします。

〔資料配付〕

櫻田委員長 内容をご確認いただき、訂正の必要等があるかご意見をいただきたいと思ひます。ありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ほかにご意見はありませんか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 ないようですので、ただいまご意見をいただいた内容で意見書を作成し、12月14日の全員協議会で全議員にお示しした上で、最終日の本会議においてこの請願が採択された場合には、この意見書の提出について委員会発議をすることにいたします。

以上で請願第1号の審査を終了いたします。

陳情第13号の質疑、討論、採

決

櫻田委員長 それでは、続いて、陳情第13号 那

須塩原市日の出地区公営上水道設置に関する陳情書を議題といたします。

概要の説明については、昨日12月7日開催の協議会において決定のとおり省略いたします。

それでは、各委員の意見をお受けします。

君島委員。

君島委員 陳情第13号については、水道課のほうの話を聞きますと、平成29年度から基本計画の改定に当たるといふことで、その中におきまして、今回陳情されております日の出地区については給水区域の中に入れるということですが、であれば、当然採択にしておいてもいいのかなといふふうな部分もございますが、陳情の中身を見せていただきますと、ただ単純に計画の中に公営水道布設予定地として取り入れていただきたいということとなっておりますが、この区域については、給水区域となることは29年度の計画の見直しの中で入れることが予定されておりますので、その形のままやっていただき、当議会におきましては不採択という形をお願いしたいと思います。

といひますのも、議会側のほうで入れるだけの部分であれば採択でもいいのかなと思ひますが、その入れたことによりまして、陳情者のほうから採択になって入れてもらえるんだから、すぐに計画が変更になったら水道管が布設されてしまうといふふうな誤った部分で認識されては困ると思ひますので、この部分については不採択にし、29年度に市のほうで行う計画の変更の中で入れていただくという形をとっていただければと思ひます。

櫻田委員長 ほかにご意見はございませんか。

玉野委員。

玉野委員 今そういう前後関係の話がありました。陳情者にそういう意図といふか、こちらの考えといふのはどういふふうに伝わるか。

君島委員 どういふふうに伝えるかといふことで

すか。ですから、私どものほうからすれば、その内容の部分ですね、ここについてはもう29年度の見直しで給水区域に入りますよということがおおむね決定しておりますので、今回の陳情につきましては不採択とさせていただきますということで、内容的にもう編入されることがおおむね水道審議会等で諮られて進んでおりますので、そちらについては、もう入ることがおおむね審議会のほうで決定されているので不採択とさせていただきますということでいかがかと思っております。

櫻田委員長 玉野委員。

玉野委員 繰り返してごめんなさい。それが陳情者にどういうふうに伝わる方法というのがあるんですか。

君島委員 その辺、事務局のほうから説明をいただきたいと思うんですけれども、当然陳情者に対しては、議会で最終的に本会議でどういうふうに決定になったかというものにつきましては、文書をもって通知を出しますので、その文書の中に事務局のほうで入れていただければと思いますが、入ることが可能かどうか事務局のほうに確認をしていただきたいと思います。

櫻田委員長 事務局の説明を求めます。

事務局。

磯書記 今、君島委員がおっしゃったように、文書のほうで陳情の審議結果を陳情者のほうにご通知差し上げるようになってございます。今、委員からおっしゃっていただきましたように、その内容のほうでどういった形でお伝えするかということに関しては、確認のほうをさせていただきたいと思いますので、また改めて確認しましてお伝えさせていただきます。

玉野委員 わかりました。

櫻田委員長 鈴木（伸）委員。

鈴木（伸）委員 私の聞き間違いでなければなん

ですけれども、ちょうどこの日の出地区の緑色の線の間の道路のところには既に管は入ったと。例えば右と左で、右側は現在入って、左側は入っていないので、そこからとれないと。それはそのここに組みたいのがあったみたいな話なんですけれども、入れてあげれば、その脇だけは工事費がそんなにかからないで、すぐにでも入れてやることはできるということを考えると、入れてあげることによって、工事費の負担、市の負担もかからないという形で、すぐに対応はできるということは可能であると思うので、とりあえず入れてあげて、区域の中でもそういった工事費の関係ですと先送りになっているところも当然あるわけなので、遠いところはそういう形でちゃんと試算をした中で工事費を予算化していくということで対応できるような気が、きのうの話ではできませんでした。

私は、これは区域に取り入れてあげるということはできないかな、賛成のほうに回りたいなと思っております。

櫻田委員長 採択か、不採択かということで結局採択するということですね。

鈴木（伸）委員 考え方はそうだろうね。

櫻田委員長 わかりました。

君島委員。

君島委員 私が言っているのは、不採択というのは、29年度から始まります基本計画の改定の中におきましては、日の出地区については、もう給水区域に入れる方向で水道審議会では決定しているということなので、あとは議会の議決とか県のほうの認可とかの問題だけで、これで進んでいますということですから、当然もう給水区域に入るの特別な事情がない限りは問題ない形なんです。

ですから、今言った、鈴木委員が言っているとおり、塩原カントリーに行く道の中に給水管の本

管が入っていますから、隣接する人は29年度から始まります新しい基本計画の中で給水区域に入ればできますよということですから、今回、議会側が採択しようが、不採択になろうが、これは水道課のほうでは水道審議会等の意見を踏まえて、この地域は給水区域に入るといことがおおむね決定している中身なので、ですから、あえて議会側でもう水道審議会等である程度決定しているものを採択にしてまでする必要はないのではないかと、同じようなやつが今度これからあと4つ出ていますんで、この日の出のだけ決まっているから採択というふうな形でもなく、皆やはり残り4つについても同じような形をとればというのが私の考え方です。

櫻田委員長 鈴木(伸)委員。

鈴木(伸)委員 ちょっとやりとりさせてもらいたいんですけども、私は、これだけをまず一つ一つ考えたんですけども、その後ろとの整合性ということは、ちょっとオフレコのときに話ではなかったんで、私は、今ここで考えているんですけども、その水道審議会とこの委員会との関係、議会との関係というのはどういうふうに整合性をとるのかは私はよくわかりませんが、でも、入るといったこと、そこまで待たなきゃならない理由がそこにあるなら、とりあえず29年ですよ、だから28年度の1年間待つことになりますね。でも、これで執行部側が1年間かけてやるということに対しての問題でもいいんじゃないですか。

〔「委員長、ちょっといいですか」と言う人あり〕

櫻田委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時48分

櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

その他意見はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を許します。

君島委員。

君島委員 本陳情につきましては、執行部のほうにおきましては、平成29年度の基本計画の改定に合わせ編入させる予定になっております。ですから、今回の委員会において採択をしなくても当然入ってくるものと思われま。

また、陳情書のほうの文書の中に、今回、基本計画の中の公営水道布設予定地区に入れてほしいというものにつきまして、その前の文言に「その第一歩として」ということで入っておりますので、この当議会におきまして本陳情を採択した場合には、給水区域に入れるだけではなく、その第一歩として給水区域に入れたのであれば、すぐに施工したいという形をとられたのでは、当該地区についてはまだ道路等の施設について調査検討しなければならない部分がたくさんありますので、かといって給水管がある隣接する土地の人が使えないのでは困るのでありますが、29年度からは基本計画の給水区域に入れば、隣接する土地の所有者については水道を十分、29年度計画以降につきましては使える形になりますので、給水区域に入るといことになっておりますので、当該陳情につきましては不採択をお願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

櫻田委員長 そのほか討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 2時53分

櫻田委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに討論はないですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

陳情第13号 那須塩原市日の出地区公営上水道設置に関する陳情書について、採択すべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

櫻田委員長 賛成が過半数を満たしていません。

改めてお諮りいたします。

陳情第13号 那須塩原市日の出地区公営上水道設置に関する陳情書について、不採択とすべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

櫻田委員長 全員一致で不採択とすべきものとするに決しました。

以上で陳情第13号の審査を終了いたします。

陳情第14号の質疑、討論、採決

櫻田委員長 それでは、続きまして、陳情第14号 那須塩原市遅野沢地区公営上水道設置に関する陳情書を議題といたします。

概要の説明については、昨日12月7日開催の協議会において決定したとおり省略いたします。

それでは、各委員の意見をお受けいたします。君島委員。

君島委員 陳情第14号につきましては、執行部のほうの説明を受けまして、現在、市の配水池から持っていくことにつきましては、圧力が足りなくて現在のままでは持っていけない状況であるということでございます。これを解消するには莫大な費用がかかってくるということでございますので、今回の第14号の陳情につきましては不採択としたいと思います、皆さんの意見をお伺いしたいと思います。

櫻田委員長 ほかに委員の皆様から意見ありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ほかにご意見はございませんか。

〔発言する人なし〕

櫻田委員長 ないようですので、これから討論を行います。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結します。

これより採決いたします。

陳情第14号 那須塩原市遅野沢地区公営上水道設置に関する陳情書について、不採択とすべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

櫻田委員長 全会一致で不採択とすべきものとするに決しました。

以上で陳情第14号の審査を終了いたします。

陳情第15号の質疑、討論、採
決

櫻田委員長 続きまして、陳情第15号 那須塩原市横林地区公営上水道設置に関する陳情書を議題といたします。

概要の説明については、昨日12月7日開催の協議会において決定のとおり省略いたします。

それでは、各委員の意見をお受けいたします。

君島委員。

君島委員 議案第15号につきましては、もう既に給水区域のエリアの中に入っております。なお、この申請地の中央部に走ります市道につきましては、給水管の布設の工事まで終了しているところでございます。今回、陳情にあります計画の見直しに合わせ給水区域に入れてほしいということですが、既にもう入っている状況なので、本件につきましては不採択とお願いしたいと思います。

櫻田委員長 それでは、各委員の皆様、何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ほかにご意見がないようですので、これから討論を行います。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

陳情第15号 那須塩原市横林地区公営上水道設置に関する陳情書について、不採択とすべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

櫻田委員長 全員一致で陳情第15号は不採択とす

べきものとするに決しました。

以上で陳情第15号の審査を終了いたします。

陳情第16号の質疑、討論、採
決

櫻田委員長 続いて、陳情第16号 那須塩原市塩那平地区公営上水道設置に関する陳情書を議題といたします。

概要の説明については、昨日12月7日開催の協議会において決定のとおり省略いたします。

それでは、各委員の意見をお受けいたします。

君島委員。

君島委員 議案第16号につきましては、これにつきましては、大部分の土地が給水区域に入っており、また定住軒数ですか、定住されている方が1軒しかないということでございますので、本件についても大部分入っているということで不採択とすべきだと思いますので、よろしくお願ひいたします。

櫻田委員長 ほかにご意見はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、これから討論を行います。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

陳情第16号 那須塩原市塩那平地区公営上水道設置に関する陳情書について、不採択とすべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

櫻田委員長 全員一致で陳情第16号は不採択とすべきものとするに決しました。

以上で陳情第16号の審査を終了いたします。

陳情第17号の質疑、討論、採
決

櫻田委員長 続いて、陳情第17号 那須塩原市塩那パーク地区公営上水道設置に関する陳情書を議題といたします。

概要の説明については、昨日12月7日開催の協議会において決定のとおり省略をいたします。

それでは、各委員の意見をお受けいたします。

君島委員。

君島委員 執行部のほうの説明を受けたときには、陳情第17号につきましては、大部分がエリア内に入っているということでしたが、資料のほうを見させていただきまして、大部分が入っているというものにつきましては黒磯上水道の部分が大部分であり、旧西那須野塩原簡易水道の部分には残りの部分が入っているということで、当エリアにつきましては、もう既に全てが給水エリアに入っているということですので、本件につきましては不採択とすべきと思いますので、よろしく願いいたします。

櫻田委員長 ほかにご意見はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、これから討論を行います。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

櫻田委員長 異議がないものと認め、討論を終結し、これより採決いたします。

陳情第17号 那須塩原市塩那パーク地区公営上水道設置に関する陳情書について、不採択とすべきものとするに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

櫻田委員長 全員一致によって陳情第17号は不採択とすべきものとするに決しました。

以上で陳情第17号の審査を終了いたします。

それでは、これで陳情の審査は終了となります。

その他

櫻田委員長 続きまして、次第の4、その他に入ります。

委員の皆様から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

櫻田委員長 それでは、事務局から何かありますか。

事務局。

磯書記（事務連絡）

櫻田委員長 それでは、次第の4のその他を終了します。

以上で、本定例会における委員会の議事日程は全て終了いたしました。

本委員会の審査報告書は、本職が作成し、議長に提出いたしますので、ご一任くださるようよろしく願いしたいと思います。

閉会の宣告

櫻田委員長 これをもちまして本日の建設経済常
任委員会を閉会いたします。

皆様、いろいろな意味で協力していただき本
当にありがとうございました。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時05分